

令和4年4月1日開所 小規模保育事業 募集要項

募集期間:令和3年8月2日(月)~9月6日(月)

こども青少年局こども施設整備課

令和3年8月

小規模保育事業 事業実施者募集要項 <目次>

1	小規模	保育整備事業について	1
2	募集概	要	1
3	整備が	必要な地域	3
4	小規模	保育事業 整備・運営について	4
5	連携施	設の確保について	9
6	審査基	準について	10
7	類型別	比較表	11
8	小規模	保育事業 申請要件<チェックシート>	12
9	申請方	法等について	15
10	問い合	わせ先・申請様式ダウンロード URL	17
参考資料	1	開所までのスケジュール	
	2	給付費について	
	3	連携施設受諾促進加算の諸条件について	
	4	令和3年度子ども・子育て支援新制度 利用料(保育料)月額	
	5	横浜市保育士宿舎借上げ支援事業令和3年度のご案内	
	6	保育事業者向け求人サイト	
	7	かながわ保育士・保育所支援センター	
	8	設計・施工の際の留意事項	

1 小規模保育事業について

「小規模保育事業」とは、2歳までの児童を対象とし、定員6人から 19 人の少人数で保育を行う事業です。事業の類型がA型・B型に分かれており、定員等の認可基準がそれぞれ定められています。さらに認可保育所、幼稚園、認定こども園のいずれかと、「保育内容の支援」「代替保育の提供」「卒園後の受け皿の設定」の連携をすることになります。

2 募集概要

(1) 開所日

令和4年4月1日

(2) 定員規模

- ア A型・B型は6人から19人までとします。
- イ 各年齢の定員は持ち上がりできる定員設定としてください。
- ウ 認可定員と利用定員は同人数で設定することとします。
- エ 定員設定にあたっては地域の保育ニーズに応じて横浜市との協議に応じていただきます。なお、保育ニーズの高い1歳 児枠を確保するために、0歳児定員は原則設けないこととします。
- オ 地域の保育ニーズに応じた年齢別児童の受入、又は定員外入所(入所の円滑化)については、横浜市との協議に応じていただきます。

(3) 応募可能な事業者

- ア 法人格を有するものとします。(政治的な目的のために結成された法人、暴力団経営支配法人等を除く。)
- イ 小規模保育事業を設置・運営するにあたって、必要な資力・信用があること。
- ウ 「整備が必要な地域」に指定されているエリアにおいて、整備物件を確保し、又は整備開始までに確保できる見込みがあること。(賃借物件による場合は、横浜市家庭的保育事業等認可・確認要綱(以下「認可・確認要綱」という。) 第 14 条による)
- エ その他、市長が不適当と認める事由を有しないこと。

(4) 補助対象事業

事業者の所有する物件、または事業者が賃借する物件の改修に対して、「整備費(工事監理費、備品含む)」、「開 所前の賃借料」について補助を行います。なお、自主財源にて整備を行うことも可能です。

本市から補助を受けて児童福祉施設等を整備する場合、実施設計審査の持込は、新築案件については、原則として9月までに行う必要があります。そのため、令和3年度3次募集では、既存建物を整備する場合のみ申込可能です。 (採択後に新たに建築し、整備する物件については、申込不可となります。)

ア 補助対象事業者

上記(3)ア〜エに加えて、令和2年4月1日から申請時点まで継続して、認可保育所・幼稚園・認定こども園・横浜 保育室・自治体の認証保育所・地域型保育事業(居宅訪問型保育事業は除く)・認可外保育施設のいずれかを運営 していること。

イ 補助制度

【対象経費】

ア 施設整備費(改修費、設備整備費)

※外構工事など補助の対象とならない工事もありますので、ご注意ください。

- イ 工事監理費(ア補助対象施設整備費の2.6%に相当する額を限度)
- ウ 備品費(1品5千円以上が補助対象。<u>定員数×32,000円(上限)</u>)

上記備品費の他、休憩室等に必要な備品費(30万円(上限))

【上限額】

※ア~ウ合算

13 人以上の場合:

上限 2,200 万円

6人以上 12 人以下の場合: 上限 1,100 万円

【加算】

ア O歳児未設定加算

※O歳児定員を設けない場合に加算します。 ただし、1歳児定員を設定しない場合は加算対象外とします。

イ 休憩室等設置加算

※休憩室等(保育者のための休憩室・更衣室や、職員同士のコミュニケーションを図る場及び職員面談等を行う場としての機能を有する居室)の機能を備え、専用に区画された居室を6㎡以上確保した場合に加算し

【加算額】

※上記上限額に上乗せ

ァ <u>300 万円</u>

イ 100 万円

【補助率】 市長が認めた対象経費の4分の3とします。

【補助限度額】

(上限額※+加算額)×補助率

※対象経費が上限額を下回る場合は対象経費

≪加算なし≫

A 型・B 型(13 人以上の場合) : **1,650 万円**(2,200 万円×3/4) B 型(6人以上 12 人以下の場合) : **825 万円**(1,100 万円×3/4)

≪加算あり(ア・イ両方適用した場合)≫

A 型・B 型(13 人以上の場合) :1,950 万円(2,600 万円×3/4) B 型(6人以上 12 人以下の場合) :1,125 万円(1,500 万円×3/4)

【対象経費】

· 月額賃借料

当該施設における【工事着工日】もしくは【令和3年4月以後】の賃借料発生日のいずれかのうち早い日付から開所日前日までの月額賃借料。(賃借料免除期間は補助対象外です。)

【上限額】

月額賃借料:30 万円 礼金:30 万円×6カ月分

・礼金:月額賃借料の6カ月分

※貸主が法人の役員(法人役員の配偶者、親子、兄弟姉妹を含む。)、寄付者等特別の関係である場合は、補助対象外となります。

【補助率】 市長が認めた対象経費の4分の3とします。

【補助限度額】

上限額※×補助率

※対象経費が上限額を下回る場合は対象経費

月額 22 万5千円(賃借料・礼金とも共通)

ただし、1カ月に満たない月は実日数にて日割計算とします。

- (注)・改修を行わない場合には補助することができません。
 - ・市が完了検査を行い、必要と認めた額を交付します。申請額と異なることがありますので、ご注意ください。
 - ·令和3年度内に工事完了、備品納品が確認できない場合は原則補助対象外となります。
 - 1.000円未満の端数があるときは切り捨てとなります。
 - 算出方法については、別添「補助金算出シート」を参照してください。

(5) 募集スケジュール

ア 募集期間

令和3年8月2日(月)から9月6日(月)まで

イ 事業者面接(予定)

令和3年9月中旬

ウ 選考結果通知(予定)

令和3年10月上旬(横浜市児童福祉審議会の審査を経て、結果を通知します。)

3 令和3年度小規模保育事業 「整備が必要な地域」一覧(7月時点)

<整備か所数について>

各地域、原則1か所ずつ整備予定ですが、実際の申請状況や施設規模等に応じて整備件数が変動する場合があります。

網掛けがついている地域については、二次募集の審査状況等により変更となる場合があります。

区	対象エリア	区	対象エリア
神奈川	【三ツ沢上町駅周辺(駅徒歩5分圏内)】 三ツ沢上町、三ツ沢中町、三ツ沢南町、三ツ沢西町	西	【戸部駅・高島町駅周辺】 戸部町四〜七丁目、花咲町五〜七丁 目、戸部本町、御所山町、伊勢町三丁 目、中央一丁目、平沼一〜二丁目、高 島二丁目
港北	【日吉駅周辺】 箕輪町一〜三丁目、日吉一〜四丁目、 日吉本町一丁目 【綱島駅周辺】 綱島東一〜二丁目	緑	【鴨居駅周辺(駅徒歩5分圏内)】 鴨居一〜五丁目 【長津田駅周辺(駅徒歩5分圏内)】 長津田二〜七丁目

※定員構成については、敷地規模や地域の実情等を踏まえて横浜市との協議に応じていただきます。 なお、保育ニーズの高い1歳児枠を確保するために、0歳児定員は原則設けないこととします。

- ※横浜保育室からの移行に関しては、上記記載エリア外での申請も受付けます。
- ※「整備が必要な地域」は、経年の待機児童数や保留児童数、申請動向等を踏まえて設定をしています。

○整備が必要な地域に関する問い合わせ先

【担当部署】こども青少年局保育対策課

TEL 045-671-4469

[E-MAIL] kd-hoikutaisaku@city.yokohama.jp

4 小規模保育事業 整備・運営について

(1) 設置者(経営者)

設置者が以下に該当しないこと。

- ア 成年被後見人又は被保佐人
- イ 暴力団経営支配法人等
- ウ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、 その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 破産者で復権を得ない者
- オ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、暴力行為等処罰に関する法律、刑法第 204 条(傷害罪)、刑法第 206 条(現場助勢罪)、刑法第 208 条(暴行罪)、刑法第 208 条の3(凶器準備集合及び結集罪)、刑法第 222 条(脅迫罪)、刑法第 247 条(背任罪)に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者。
- キ 市税等の滞納があること

(2) 資金計画について

- ア 年間運営事業費の6分の1(約2か月分)の金額を、現金もしくは換金性の高い形態(普通預金、定期預金等)により保有している必要があります。年間運営事業費は、申請時の定員数により年間で支払われる公定価格及び横浜市の独自助成である向上支援費に基づき算定してください。年間運営事業費の目安は「参考資料2」をご覧ください。(社会福祉法人・学校法人は除く)
- イ 整備に必要な資金が確保されていることを確認します。整備資金に借入金を充てる場合は、返済が確実に見込まれるかどうかを、償還計画書をもとに確認します。
- ウ 本申請のほか、施設整備を予定している場合については、申請状況・資金計画について確認します。
- エ 開所当初は定員に満たないケースもあるため、余裕をもった資金計画を立ててください。
- オ 資金の管理については当該<u>小規模保育事業専用の独立した口座を設け</u>、その他の事業の会計と区分してください。 認可申請時(令和4年1月頃)までに口座を開設してください。

(3) 建物について

ア 既存建築物を改修して整備する場合は、建築基準法に基づく確認済証及び<u>検査済証</u>の交付が確認できる建物 のみ申請可能とします。(確認済証がない場合は、「建築計画概要書」を提出していただきます。検査済証がない場 合は、「建築確認申請(計画通知)台帳記載証明書」を提出していただき、検査済証受付年月日の記載があり「未 記載」となっていないことを確認します。)

なお、検査済み証が無い既存施設でも、法適合を証明できる場合(ガイドラインによる建築基準法適合状況調査を実施し、完了検査までに基準適合が可能である場合に限る)は整備が可能です。詳細は担当までお問い合わせください。

- イ 新耐震基準を満たし、耐震上の問題がない建物とします。(昭和 56 年5月 31 日以前に確認済証が交付されている 建物で申請する場合は、耐震判定機関等により耐震診断の結果の妥当性について評価を実施した報告書、耐震判 定機関等により耐震改修計画の妥当性について評価を受け改修が完了したこと、または完了する見込みであることがわ かる書類等を提出していただき、問題がなかったもの又は耐震補強が済んでいるものを対象とします。)
- ウ 土地建物を賃借して整備を行う場合には、<u>事前協議書提出時までに</u>予約契約等、小規模保育事業として開所後 10年以上利用することについて所有者から合意を得ていることが必須条件となります。定期建物賃貸借契約による場合は担当までお問い合わせください。
- エ 整備計画地の周辺に、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条」にあたる営業所が所在している場合、児童の保育環境として大きな課題があるため、申請を受理できない場合もあります。事前にご相談下さい。
- オ 土砂災害防止法第9条に規定された土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)については、土砂災害による著しい危険が生ずるおそれが考えられるため、神奈川県が市全域で区域指定しています。

このため、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)については、原則として新たな整備計画地とすることはできません。今後、土砂災害警戒区域(イエローゾーン)などから土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に指定された場合、建築物の

安全対策や移転などが必要になる可能性がありますので、整備計画地が土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)などに該当していないか、神奈川県土砂災害ポータルなどで、必ずご確認をお願いいたします。

(参考法令等)

- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(※土砂災害防止法)
- ・神奈川県土砂災害ポータル

http://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html

カ 整備計画地に、都市計画道路など、市等で進める他の事業計画がある場合、申請を受理できない場合もあります。ご確認のうえ、該当する場合は事前にご相談下さい。

(4) 設計・工事について

ア 設計にあたっては、次の関係法令を遵守するとともに、開所後も入所調整時に定員構成に柔軟に対応できるよう 間 取りを検討してください。

(ア)児童福祉法

- (イ)横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例(以下「基準条例」という。)
- (ウ)横浜市家庭的保育事業等認可・確認等要綱(以下「要綱」という。)
- (I)建築基準法
- (才)横浜市建築基準条例
- (力)その他関係法令等(消防法、食品衛生法等)
- イ 保育室等の面積は、<u>壁芯・有効・必要</u>の各面積を算定してください。(異年齢を1室の保育室とする場合も、各年齢 ごとに面積を算出すること。)

その他の面積は、壁芯面積を算定してください。

- ウ 有効面積とは、内法面積から次に掲げる造付け・固定造作物は除いたものをいいます。
 - (ア)押し入れ、ロッカー、収納スペース、こども用荷物収納棚
 - (イ) 吊り押し入れ、吊り戸棚(床上 140 cmの空間を確保したものを除く)
 - (ウ)手洗い器
 - (エ)ピアノ
- エ 0歳児を合同保育室で保育する場合は、ベビーゲート等で他年齢児と保育スペースを区画し、安全性に十分配慮した設計としてください。
- オ 調理員専用の手洗用設備については、衛生管理の観点から調理室内に設置してください。また、幼児の生活習慣の 指導が行えるように、保育室内にも手洗用設備を設置してください。
- カ 園児が安全・安心して過ごすため、保育従事者が保育しやすいレイアウトにしてください(動きやすい動線、園児に目が届きやすい等)。また、働きやすい職場づくりにむけて、保育士休憩室、更衣室(男女別)の確保をお願いします。
- キ 建設市況の上昇基調を鑑み、全国的に人材・資材(特に鉄骨部材)不足が懸念されます。資材の需給状況を踏ま え、合理的な設計と、確実な調達先を確保する等、スケジュール上支障のないような計画としてください。
- ク 開所前に「横浜市建築物シックハウス対策ガイドライン」(掲載先 URL: https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/s umai-kurashi/seikatsu/kokyo/sickhouse/sickhouse.html)に沿って、室内の化学物質濃度測定を実施し、基準値以下であることを確認してください。(測定対象物質は7項目(ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、エチルベンゼン、キシレン、スチレン、パラジクロロベンゼン)とし、保育室や医務室(医務スペースのある事務室含む)、食堂等子どもが長時間滞在する可能性のある居室を対象とします。)
- ケ 開所前に飲料水の水質検査を実施し、基準値以下であることを確認してください。測定対象項目は 11 項目(一 菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(全有機物炭素(TOC)の 量)、pH 値、味、臭気、色度、濁度)とします。
- コ 本市の補助を受ける場合、令和3年度内に工事完了、備品納品が確認できない場合は補助対象外となります。
- サ 各諸官庁への届け出(消防設備関係、給食設備の届け出等)は事業者の責任でもって手続きを行ってください。

- シ 工事施工に当たっては、騒音、安全対策、駐車場計画、工事車両通行等に留意するなど、近隣・地域への影響に配慮してください。
- ス 設計事務所については、横浜市内での認可保育所の設計実績や補助金事業の実績等を考慮しながら、円滑に施 設計画を履行できる事業者としてください。

補助を受けて整備する場合

- ・令和3年 11 月 15 日までに本市の実施設計審査を受けること。
- ・令和4年2月28日までに本市の完了検査を受けること。
- セ 参考資料8「設計・施工の際の留意事項」に基づいて安全対策等を行ってください。

(5) 入札について

本市の補助を受けて改修をする場合、工事の施工業者等の選定にあたっては、市が定める「民間児童福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱」及び「契約の手引き」に基づいて入札・契約を実施してください。

不正な行為や条件違反があった場合は補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の返還を命じることがあります。

【参考】※本市の改修費補助を受けて整備される場合、必ずご確認をお願いいたします。

施設整備に関する要綱・手引きについて

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/ninka/sisetsuseibi.html 『有資格者名簿·指名停止一覧』

http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/info.html

(6) 近隣対応について(事業申請時に詳しくご説明させていただきます)

小規模保育事業整備に伴う近隣対応は、応募法人の責務です。

整備と運営を円滑に行うため、整備予定地の近隣住民等(特に隣接住民、町内会等)の関係者に説明を行い、丁寧な調整を行ってください。また、説明の経過を記録し、保管してください。その際、意見や要望への誠実な対応を通じ、近隣住民への理解と協力を得られるように努めてください。そのうえ、当該説明の内容について市に報告していただきます。近隣要望等については、応募法人の責任において、誠意を持って対応してください。

ア 申請時まで

整備予定地の各区役所こども家庭支援課に相談の上、<u>自治会町内会・連合町内会、ビル所有者</u>及び<u>近隣住民</u> (特に隣接する住民)等に対し、申請前に必ず「小規模保育事業整備について申請を行う」旨の説明をすること。 近隣に保育所、幼稚園等がある場合は、当該施設に対しても整備計画や運営等について説明すること。

イ 採択後

整備について選定された後、速やかに地元自治会町内会、近隣住民の方々に整備計画や運営等について説明すること。その際、保護者の送迎時の対応や騒音など、周辺環境への配慮に関する対応方法等について必要な説明を行うこと。

ウ 工事説明

工事計画が確定次第、工事スケジュール、連絡先、工事車両の通行等について説明すること。

エ その他

近隣住民への説明については、速やかに行うこととし、施設の設計や工事の実施にあたっては、近隣住民からの要望を汲み取り、整備・運営事業者の責任において解決を図るよう努めること。また、本市から指示があった場合は、<u>戸別訪</u>問または説明会、あるいはその両方を行い、ポスティング等に留めないこと。

(7) 保育内容について

ア 保育時間(開所時間)

平日及び土曜日について原則8時間以上開所すること。(公定価格は 11 時間開所を想定しているため、8 時間開所の場合は給付費が減額となります。)

本市の補助を受けての整備の場合

平日及び土曜日について 11 時間以上開所すること。

イ 休園日

休園日は、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法第178号)第2条及び第3条に規定する休日並びに、12月29日から1月3日の間とします。

ウ 費用負担

本市があらかじめ認めた延長保育料、実費徴収(延長保育サービスに伴う夕食代、おやつ代等)以外の費用負担を 保護者に求めることは禁止しています。

工 嘱託医

定期健康診断等を行っていただく、嘱託医を置かなければなりません。嘱託医はできるだけ小児科医としてください。 それが難しい場合は、内科医としてください。歯科・内科それぞれ選定してください。連携先の嘱託医と兼ねることも可能 です。

(8) 保育責任者・保育従事者について

【保育責任者】

- ア 次の条件を全て満たす方となります。ただし、面接等において不適切と判断される場合は交代をお願いする場合があります。
 - (ア) 保育士資格を有すること。
 - (イ) 常勤者(※)であり、他の職務と兼務しない者であること
 - (ウ)

_		
	自主財源整備の場合	保育士資格等を取得してから、保育所等で 2 年以上常勤で勤務した経験 (令和4年3月31日時点)を有するかもしくはこれと同等以上の能力を有す ると認められる者であること。
	補助を受けて整備する場合	以下のいずれかに該当すること。 a 保育所等において、施設長、園長又は保育責任者の実務経験を2年以上有する者。 b 以下の①又は②に該当する者。ただし、「保育士等キャリアアップ研修」(※1)を開所までに修了している者を保育従事者として1名配置すること。 ① 第一種社会福祉事業において、施設長の実務経験を2年以上有する者。 ② 学校教育法に定める小学校において、校長の実務経験を2年以上有する者。 c 保育所等において、保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の実務経験を8年以上有し、そのうち主任保育士または主幹教諭の実務経験を3年以上有する者。 d 保育所等において、保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の実務経験を8年以上有し、そのうち主任保育士又は主幹教諭の実務経験を1年以上有する者。 c 保育所等において、保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の実務経験を1年以上有する者。ただし、開所までに「保育士等キャリアアップ研修」をすること。 e 保育所等において、保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の実務経験を10年以上有する者。 f 直近4か年のうち、保育所等において2年以上の実務経験を有すること。 ※1 「保育士等キャリアアップ研修」の内、「マネジメント」及び専門分野(乳児保育、幼児保育、障害児保育、食育・アレルギー対応、保育衛生・安全対策、保護者支援・子育て支援)から3分野を受講すること。 ※2 経験年数は令和4年3月31日時点で計算すること。 ※3 保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の実務経験とは、保育所等における有資格で常勤としての勤務経験とします。

- イ 保育所等とは、認可保育所、保育所以外の児童福祉施設、幼稚園、認定こども園、横浜保育室等の認証 保育施設、地域型保育事業のことをいいます。認可外保育施設から小規模保育事業へ移行する場合のみ当該 認可外保育施設での勤務した経験も認めています。小規模保育事業の特性上、O歳から2歳の保育経験を有す ることが望ましいです。
- ウ 法人または本人都合による交代

応募後から開所までの間に保育責任者予定者を変更することは、審査対象の変更にあたることから、原則として認めません。

また、園の円滑な運営及び保護者や近隣住民との関係構築の観点から、開所後原則3年間は変更を認めません。

(※ここでいう常勤とは 1 日6時間以上かつ月 20 日以上勤務とします。ただし、給付費申請では月 160 時間以上を常勤としているので、ご注意ください。)

(注) 小規模保育事業は、19 名以下の少人数による保育であり、従事する職員も認可保育所に比べると少人数であるため、保育責任者が園の責任者(いわゆる施設長)と現場の責任者(いわゆる主任)の役割を兼ねることができます。

ただし、園の責任者と現場の責任者を別々に設置することもできます。この場合、園の責任者を管理者、現場の責任者を保育責任者と言います。

管理者と保育責任者を両方設置する場合には、役割分担を明確にした上で、申請してください。(管理者・保育責任者の役割分担を示した書類をご提出いただきます(任意様式)。

【管理者を配置していない場合】

運営管理の業務に常時従事し、かつ給与の支給を受けている管理者を配置しない場合は公定価格が減算されます。 <減額調整措置の適用要件> 管理者が以下のいずれかに該当する場合に適用します。

- □その管理者が児童福祉事業等に2年以上従事した者(注1)又はこれと同等以上の 能力を有すると認められる者でない。(注2)
- (注1)児童福祉事業等に従事した者の例示 児童福祉施設、幼稚園・小学校等における教諭 、市町村長等の公的機関 において 児童福祉に関する事務を取り扱う部局、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又 は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設等
- (注2)同等以上の能力を有すると認められる者の例示 公的機関等の実施する施設長研修等を受講した者等
- □常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従していない。(少なくとも1日6時間以上かつ月20日以上施設に 勤務する者でなければ常 時実際にその施設の運営管理の業務に専従しているとみなせず、減算の対象となります。)
- (1日6時間以上かつ月20日以上勤務していたとしても、2以上の施設若しく は他の事業と兼務している場合、又は保育のローテーションに入っている場合 は、その施設の所長として運営管理の業務に専従していないとみなします。)
- 口給付費等からの給与支出がなく、有給でない。

【保育従事者】

ア <u>原則、常勤職員とします。</u>やむを得ず短時間職員(1 日6時間未満又は月 20 日未満勤務)を充てる場合には、常 勤職員 1 人あたりの勤務時間数を上回るように、短時間職員を配置することとします。(例:月 80 時間の短時間職 員の場合は 2 人分で、常勤職員の 1 人分として算定します。)

(参考)給付費申請の際は月 160 時間以上勤務する職員を常勤としています。

イ 小規模保育事業B型で勤める無資格者は、県の実施する研修を受講しなければ、保育従事者数に含めることができませんので、ご注意ください。

(9) 現在運営している認可外・横浜保育室から小規模へ移行する場合について

本事業の申請に際し、0、1 歳児の在園児童の保護者への説明を行い、次の内容について同意を得てください。同意が得られない場合には、申請することができません。

- ア 認可外・横浜保育室の廃止に関すること
- イ 令和4年4月開所の小規模保育事業に申請すること
- ウ 小規模保育事業の運営に関すること(定員、開所時間、保育サービス、小規模保育事業の利用料 等)
- エ 認可外の場合、引き続き、園を利用できなくなる可能性があること

(10) 運営委員会の設置について

社会福祉法人及び学校法人以外の法人が認可を受ける際は、「運営委員会」を設置していただきます。運営委員会とは、当該事業所の設置者の相談に応じたり、意見を述べる委員会のことで、委員は社会福祉事業の知識経験を有するもの、保育サービスの利用者、及び実務を担当する幹部職員等で構成します。

(11) その他

- ア 当該申請による事業採択が、認可を確約するものではありません。年末から年度末にかけて認可書類を提出していただき、内容を確認したのち、認可します。
- イ 補助対象となる関係書類は情報公開の対象となります。
- ウ 小規模保育事業所において、宗教の教義を広め、儀式行事を行う等、信者を強化育成することを目的とする活動は 行わないでください。また、政治上の主義を推進することを目的とする活動も禁止されています。
- エ 同一エリアで整備予定か所数を超える申請があった場合は、「6 審査基準について」により、評価の高い事業者を選 考します。

5 連携施設の確保について

小規模保育事業では、利用児童に対して適正かつ確実な保育を行い、また、利用児童が卒園後も継続的に保育を受けられるように連携施設を確保しなければなりません。近隣の認可保育所、幼稚園(横浜市私立幼稚園等預かり保育事業(通常型・平日型)実施園)、認定こども園と下記の内容について覚書を結んでください。連携先は複数設定していただいて構いません。事業申請までに整備する区こども家庭支援課に事前にご相談いただくことも可能です。

(1) 連携施設の役割

ア 保育内容の支援【必須】

集団保育を通じた児童同士の関係づくりの機会の設定、地域型保育事業に対する相談や助言、その他保育の内容に関する支援等を行っていただきます。**認可書類提出時(令和3年12月頃)までに必ず覚書を締結していただきます。**

イ 代替保育の提供【任意】

職員が急病や休暇等により保育を提供することができない場合に、代わりに保育を行います。

ウ 卒園後の受け皿の設定【必須】

利用児童(2歳児)の卒園後の受け皿の設定について、認可書類提出時(令和3年12月頃)までに必ず覚書を締結していただきます。2歳児定員全員分の進級先確保の見込み(※)があることが申請の条件となります。申請書の提出時および面接で進級先確保状況について確認させていただきます。なお、卒園後にお子さんが安心して連携先の園に入園できるよう、「ア保育内容の支援」についても同園で結び、積極的な交流を行っていただくようお願いします。

(※)進級先確保の見込みとは、具体的な進級人数について連携施設から口頭で同意が得られている状態を示します。

(2) 連携先施設

- ア 認可保育所、幼稚園、認定こども園のいずれかと締結することが可能です。
- イ 連携施設の設定には、保育・教育理念や運営方針等確認しておくことが重要です。

(3) 連携施設受諾促進加算(横浜市独自加算)

小規模保育事業の卒園後の受け皿の確保や保育の助言・相談、合同保育、行事参加、園庭開放等の保育内容の支援等の連携を促進するため、雇用費等の経費の一部に充当するための助成です。

※<u>この加算は連携先施設に支給されるものですのでご注意ください。また、支給を受ける場合、連携先施設が「連携実</u>施(変更)届出書」を横浜市に提出する必要があります。

(令和3年度)

連携先	月額助成	単価	支給条件
認可保育所	A区分	229,500 円	
心内体自力	B区分	114,750 円	
幼稚園	A区分	85,000 円	助成を受けるためには支給条
列作图	B区分	57,400 円	件があります。詳しくは「参考資
	A区分	229,500 円	料3」をご覧ください。
認定こども園	B区分	85,000 円	
	C区分	57,400 円	

6 審査基準について

小規模保育事業の審査にあたっては、次の項目を評価します。評価細目は例示です。

	・	評価細目			
		(1)	法人所在地		
1	法人体制	(2)	経営状況		
		(3)	法人監査結果		
	次스리 示	(1)	資金の確保状況		
2	資金計画	(2)	償還計画の確実性		
		(1)	整備地域の立地		
		(2)	周辺環境		
		(3)	保育室の階層		
1	整備計画(ハード)	(4)	休憩室の設置状況		
4		(5)	衛生設備の設置状況		
		(6)	医務室(医務スペース)の設置状況		
		(7)	屋外遊戯場の状況		
		(8)	給食提供方法		
_	整備計画(ソフト)	(1)	類型		
5	金浦司画(フノト)	(2)	保育責任者の適格性・継続予見性・低年齢児の保育経験		
		(1)	定員規模		
Ю	量の確保	(2)	定員構成		
		(1)	施設監査結果		
		(2)	運営内容の評価等		
7	質の向上	(3)	保育の効率化		
		(4)	職員構成		
		(5)	保育士確保状況		
		(1)	特別保育の実施予定		
6	事業特性	(2)	連携施設設定の内容		
	事 未行に	(3)	連携施設との距離		
		(4)	進級先の確保		
		(1)	保育方針・施設運営(保育理念、指針・要領等の理解度 等)		
		(2)	人材確保・育成方針・キャリアパス(人材確保策、施設長・保育士等に対		
			する人材育成の考えと具体案 等)		
		(3)	地域住民対応・地域交流・苦情解決・保護者対応(地域対応・交流の		
7	面接(法人代表者及び保育責任予定者)		考え方、苦情等の対応と責任等)		
		(4)	安全対策・防犯対策・事故時等の対応(事件・事故発生時における対応		
			の理解度及び施設管理の考え方 等)		
		(5)	サポート体制・能力等(法人のサポート体制及び施設長としての資質(責		
			任性、コミュニケーションカ、熱意 等))		

7 類型別 比較表

【基準条例に基づく基準】

【基準条例に基	さ八季年	<u> </u>				
類型		A型	B型			
対象年齢		0~2歳児				
定員規	模	6~19人				
設置主	体		法人			
保育責任	E者	保育従事者のうち	1人を責任者として選任			
保育	資格	保育士	保育士+保育従事者(注)			
従事者			(注)県主催の研修を受講すること			
	職員	【O 歳 児】3:1	【O 歳 児】3:1			
	配置	【1•2歳児】6:1	【1•2歳児】6:1			
		※1 上記に加え、保育に従事する職員を1	※1 上記に加え、保育に従事する職員を1名追			
		名追加配置が必要。	加配置が必要。			
			※2 2/3 以上保育士資格を有していること。			
 保育室等	設備	【O・1歳児】乳児室又はほふく室				
	12.1/15	【2歳児】保育室				
	面積	【O·1歳児】1人 3.3 ㎡以上				
		【2歳児】1人 1.98 ㎡以上				
屋外遊戯場	設備	屋外遊戯場				
		※公園や専用敷地があれば代用可能。(児童の歩行速度で5分程度。 概ね 300m以内。(実測)				
	面積	2 歳児1人当たり 3.3 ㎡以上				
給食	給食	原則、自園調理(調理業務の委託や連携施	設等からの搬入も可)			
	設備	調理設備(通常のキッチン設備を基に、定員相	- · · · - ·			
		※調理業務の委託や連携施設等からの搬入の場合も、加熱、保存、配膳等の調理機能が必要。				
		※連携施設等から搬入の場合、搬入した給食や検食を保存するための冷凍冷蔵庫(冷凍目安容				
	ᅲ	量 70L 以上)が必要。				
	職員	調理員 ※調理業務を委託する場合及び連携施設等からの搬入の場合は不要。				
耐火等		保育室等を2階以上に設置する場合				
ling 3 × 43		休月至寺で2階以上に改置する場合 【防災】消火器具、非常用警報器具、手すり等の乳幼児転落防止設備				
		【耐火】建築基準法に規定する耐火又はイ号準耐火建築物であること				
	避難	認可保育所の基準に準ずる				
		【連携内容】「保育内容の支援」「代替保育」「	卒園後の受け皿の設定」			
·亩 佐		※「保育内容の支援」「卒園後の受け皿の話	と定」については、認可までに締結すること。			
連携		【連携施設】保育所、幼稚園、認定こども園				

8 小規模保育事業 申請要件 <チェックシート>

申請に当たっては、次に掲げる必須要件の全てに合致することを確認して下さい。 望ましい要件は審査項目となることがありますので、できる限り満たして下さい。 参考資料8もあわせて確認してください。

項目		必須要件			望ましい要件		
経営者	社会的信息	望		4ページ 4(1)の内容に該当しないこと。			
運営実	ミ績			令和2年4月1日から申請時点まで継続して、認可保育所・幼稚園・認定こども園・横浜保育室・ 補助 自治体の認証保育所・地域型保育事業(居宅訪問型保育事業は除く)・認可外保育施設のいずれかを運営していること。			
経堂	設置者の 財政状況			特に経営状況において懸念される点がないこと。 (3年連続の赤字(損失計上)など)		決算における売り上げ及び純利益 が3年続けてプラスであること。	
経営の安定性	施設の 運転資金			設置者が、小規模保育事業の年間運営事業費の <u>6分の1</u> (約2か月分)以上の額を安全性があり、かつ換金性の高 い預貯金等(普通預金、定期預金等)により保有している こと。		整備費に借入れがないこと。	
建物:	建物の 権利関係			次のいずれかに該当すること。 (1)自己所有 (2)賃貸借期間が賃貸借契約において開所後 10 年以上 もしくはそれと同等と認められる契約をされていること。		定期建物賃貸借契約でないこと。	
地	土地の権利関係			次のいずれかに該当すること。 (1)自己所有 (2)賃貸借期間が賃貸借契約において開所後 10 年以上 もしくはそれと同等と認められる契約をされていること。		定期借地権契約でないこと。	
	構造設備			新耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと。(昭和 56 年以前に完成した建物の場合は、耐震診断を実施し、問題がないこと。又は補強済みであること。)			
事業	建築確認手続事業			確認済証及び検査済証取得済みもしくは取得予定の物件であること。(検査済証の無い既存建物ついては、 <u>法人が</u> 法適合を証明できること。)			
事業所の構造設備面積等	所 アンファイン 探光 選光			採光のための窓その他の開口部を設け、その採光に有効な部分の面積が、その居室の床面積に対して1/5以上であること。			
面積等	乳児室 又は ほふく室			O、1歳児1人あたり、3.3 m以上あること。(固定家具等を除いた有効面積) O歳児と1歳児を同じ部屋で保育する場合には <u>区画されていること。</u>			
	保育室 又は 遊戯室	A·B 型		2歳児1人あたり、1.98 m ³ 以上あること。(固定家具等を除いた有効面積)			
便所•便器			(1)便所は、保育室・調理室とは部屋として区画されていること。 (2)便器は、児童 10 人あたり1個以上あること。 (3)児童用と職員用とがあり、衛生面への配慮から各便所内に手洗いを設けること。 (ロータンク手洗いのみは不可)。		・調理職員専用の便所が設置されていること。		
	調理室・調理設備			(1)調理室を設ける場合、保育室等と区画(腰高程度で可)し、衛生面で問題のないこと。 (2)連携施設等から給食を搬入する場合でも、加熱、保存等の調理機能が必要。			

	手洗用設備		(1)調理室内に、衛生管理の観点から調理員専用の手洗	
			用設備が設置されていること。	
			(2)汚物等を扱う部屋には、衛生面への配慮から手洗い	
			設備を設けること。	
			(3)幼児の生活習慣の指導が行えるように、保育室内に	
			も手洗用設備を設置されていること。	
			静養又は隔離機能をもつ「スペース」であること。	
	医務室		補助 静養又は隔離機能をもつ「部屋」であること。 事務室等との兼用も可	
	休憩室等			保育士休憩室や更衣室(男女別) の確保があること。
			 保育室全体として2方向避難が確保されていること。	の確保があること。
	避難		保育室を2階以上に設置する場合は、基準条例第29条	入口とは別方向に避難できる避難
	2011 夫旺		第9号(※参照)の要件を満たすこと。	口がある。
	屋外遊戲	場	2歳児 1 人につき 3.3 ㎡以上あること。 屋外遊戯場を有しない場合、児童の歩行速度で5分程度 (概ね 300m 以内)の場所に公園等があること。距離は実際の歩行ルートで計測すること。	専用の屋外遊戯場を確保すること。
	駐車場			ビルの1階テナントに整備する場合など、外壁面ガラス張りの保育室と駐車スペースが近接しているような場合は、バリカー(車止めポール)など堅牢な構造物を設置して車の誤突入を防止するような措置を講じること。
	保育責任者 <u>※原則3年間は変</u> <u>更を認めません</u>		6ページ 4(8)アの(ア)、(イ)、(ウ)自主財源整備の場合に 該当すること。	3歳未満児の保育経験があるこ と。
			6ページ 4(8)アの(ア)、(イ)に該当し、(ウ)補助を 補助 受けて整備する場合のa~f のいずれかに該当 すること。	
+	保育		【A型】 (1)必要となる保育従事者全てが保育士資格を有すること。 (2)原則、常勤職員であること。	
事業所の状況等	従事者	B型	【B型】 (1)必要となる保育従事者の2/3以上が保育士資格を 有すること。 (2)原則、常勤職員であること。	
4	調理員		調理員を配置している、又は認可までに配置できること (連携施設等からの搬入や調理を委託する場合を除く)。	調理師資格または栄養士資格を 持った調理員を配置している、又 は認可までに配置できること。
			平日・土曜日ともに8時間以上開所すること。	
	開所時間		補助 平日・土曜日ともに 11 時間以上開所すること。	
	連携施設		保育内容の支援及び卒園後の受け皿について2歳児全員分の進級先確保 の見込みがあること。(別々の園で連携することもできます。) ※認可までに覚書を締結する必要があります。(9ページ参照)	保育内容の支援についても卒園後 の受け皿となる全ての連携施設と 締結すること。

※保育室等を2階以上に設置する場合【基準条例第29条第9号】

保育室等を2階に設ける建物はア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものとすること。

- ア 建築基準法第2条第9号の2の耐火建築物又は同条第9号の3の準耐火建築物(同号口に該当するものを除く。)であること。
- イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は 設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備				
	常用	1 屋内階段				
	市 用	2 屋外階段				
		1 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 123 条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内				
		階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、				
2階		屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第				
	避難用	10 号を満たすものとする。				
		2 待避上有効なバルコニー				
		3 建築基準法第2条第7号の2の準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備				
		4 屋外階段				
	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は第 3 項各号に規定する構造の屋内階段				
	市用	2 屋外階段				
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は第 3 項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項				
3階		の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バル				
OPE		コニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとす				
		ప .				
		2 建築基準法第2条第7号の耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備				
		3 屋外階段				
	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は第 3 項各号に規定する構造の屋内階段				
	пл	2 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段				
		1 建築基準法施行令第 123 条第1項各号又は第 3 項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第 1 項				
4階以上の		の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、				
神間以上の		屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、				
PB	避難用	同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び				
		第 10 号を満たすものとする。				
		2 建築基準法第2条第7号の耐火構造の屋外傾斜路				
		3 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段				

- ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が 30 メートル以下となるように設けられていること。
- エ 小規模保育事業所 A 型の調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。)以外の部分と当該調理設備の部分が建築基準 法第2条第7号の耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項の特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。
 - (ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
 - (イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- オ 小規模保育事業所 A 型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料にしていること。
- カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- ク 小規模保育事業所 A 型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

9 申請方法等について

1 事前相談

申請物件の基準及び整備エリアの適合性等を確認するため、申請を希望される場合は、必ず電話でご予約のうえ事前相談にお越しください。また、相談日の前日までに次の【確認事項】をご確認のうえ、【必要書類】をデータにて事前にご提出ください。

※直接お越しいただくことが困難な場合はご相談ください。

【確認事項(事前相談までに各法人でご確認をお願いいたします。】

- (1) 屋外遊戯場が整備できない場合は、付近の公園までの距離と経路(整備予定地から概ね 300m以内か要確認)
- (2) 既存建物の場合は検査済証があるか (ない場合は、検査済証交付年月日の記載がある「建築確認申請(計画通知)台帳記載証明書」の有無)
- (3) 2方向避難が確保されているか (保育室を2階以上に設置する場合は、基準条例第 29 条第9号の要件を満たすこと(募集要項 P.14 参照))

【必要書類】

- (1) 計画している小規模保育事業の案内図(屋外遊戯場や付近の公園の位置が分かるもの)、配置図、平面図 (事前相談までに用意できない場合は、不動産情報等でも可)
- (2) 既存建物の場合は、検査済証の写し (ない場合は、建築確認申請(計画通知)台帳記載証明書の写し」)
- 2 申請書類の提出期限: 今和3年9月6日(月)午後5時(必着)まで

3 申請書類の提出方法:

データにて送信してください。(データ化が困難な場合は、紙で正本・副本として2部印刷してお持ちください) 【提出先】

■Eメール: kd-tiikigata-hoiku@city.yokohama.jp

横浜市中区本町6-50-10 横浜市役所 13 階

(最寄駅)みなとみらい線馬車道駅、JR桜木町駅もしくは市営地下鉄桜木町駅

こども青少年局こども施設整備課 小規模保育事業担当まで

電話:045-671-4146

■ファイル名について

各資料のファイル名は次のとおりとしてください。

「資料番号 添付資料名 日付(状況)」

→例1:「11」開所までのスケジュール_0908(提出)」

例2:「31_工事費見積書_0908(再提出)」

4 提出書類

申請書等の様式 https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/chikigata/

- (1) 様式は、必ず最新のものを使用し、以下のとおり送付をお願いします。
 - ア 件名:「【提出】令和3年度小規模保育事業 事前協議書提出(〇〇法人名)」
 - イ 書類番号と書類の種別が分かるようにタイトルをつけてください。

例:「01_事業計画書」「02」履歴事項全部証明書(登記簿謄本)の写し」「11」開所までのスケジュール」

※電子メールによる資料送付は、市役所のメールサーバーの仕様により添付ファイルの容量上限が7MBとなりますので、容量を超える場合は、zip ファイルにてまとめていただくか、大容量ファイル転送サービスをご案内しますのでメールにてご連絡ください。頂いたメールアドレス宛にアップロード先 URL のご案内を致します。

- (2) 紙で印刷する場合、以下のとおり作成をお願いします。
 - ア「事前協議書(表紙)」、「事業計画書」、「添付資料一覧」、「添付書類」の順に書類を重ねて A4伴ダブルリングファイル(左2穴)に綴じてください。
 - イ 表紙・背表紙部分に

『令和3年度小規模保育事業事前協議書 法人名 (仮称)園名』と記載してください。

ウ 添付書類には、

必ずインデックス(「提出書類一覧」の番号1~36)付の紙の後に該当する資料を付けてください。

- エ 申請書類は見やすい範囲内で可能な限り両面印刷で作成してください。
- (3) 書類は、「事前協議書(頭紙)」、「添付書類一覧(確認表)」、「添付書類」の順番で構成してください。

|※ 不備があると審査ができない場合がありますので、充分ご確認のうえご提出ください

5 面接について

(1) 日時(予定):9月中旬

※詳細が決まりましたら、個別にお知らせします。

※日時はこちらで決めさせていただきますので、御了承ください。

- (2) 場所 横浜市役所(面接日時と併せて別途ご案内します。)
- (3) 出席者
 - ア 設置者(もしくは法人代表) 【法人役員による代行可】(法人の場合) ※コンサルティング契約先、顧問契約先等の社員による、代理出席は認めません。
 - イ 保育責任予定者
 - ウ 管理者(※保育責任者とは別に管理者を設ける場合)
- (4) 面接の内容について
 - ア 設置者(若しくは法人)の保育に対する考えや園の運営に関すること。
 - イ 事業申請書に記載された内容に関すること。
 - ウ 保育責任者としての適格性に関すること。 ほか

6 その他

- (1) 申請後、面接前までに、申請物件の現地調査をさせていただきます。 また、他都市で保育事業を実施している場合は、現在運営している保育施設の調査をさせていただきます。
- (2) 申請した保育責任者を設置者(もしくは法人)側の事情による変更は原則認めません。
- (3) ご提出いただいた申請書及び添付資料は返却いたしません。(本事業の目的以外には使用しません。)
- (4) 審査する上で、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合もございますので、予めご了承ください。
- (5)「小規模保育事業整備・運営について」以外にも、採択後いくつか条件を附すことがありますので、予めご了承ください。

10 問い合わせ先・申請様式ダウンロード URL

- 1 問い合わせ先
 - (1) 制度・申請方法・申請内容に関すること不明な点等ありましたら、下記担当までお問い合わせください。

横浜市こども青少年局こども施設整備課

【電話番号】045-671-4146

【FAX 番号】045-550-3607

【電子メール】kd-tiikigata-hoiku@city.yokohama.jp

【担当者】小規模保育事業担当

(2) 整備が必要な地域・各区のニーズに関すること 下記の部署まで電話又は電子メールにてお問い合わせください。

横浜市こども青少年局保育対策課

【電話番号】045-671-4469

【電子メール】kd-hoikutaisaku@city.yokohama.jp

【担当者】 各区担当(該当するエリア(区)をお伝えください。)

2 ダウンロードアドレス

申請書等の様式 https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/chikigata/

参考資料

- 1 開所までのスケジュール
- 2 給付費について
- 3 連携施設受諾促進加算の諸条件について
- 4 令和3年度子ども・子育て支援新制度 利用料(保育料)月額
- 5 横浜市宿舎借上げ支援事業令和3年度のご案内
- 6 保育事業者向け求人サイト
- 7 かながわ保育士・保育所支援センターのご案内
- 8 設計・施工の際の留意事項

参考資料1 開所までのスケジュール(予定)

【補助金整備】

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1		, ,
	法人及び 認可関係の動き	建設関係の動き	補助金関係の動き	市の審査関係
9月6日	提出書類受付締切			
9月中旬	面接			面接•審査
	【地元説明(設計)】			結果通知
		実施設計着手 実施設計完了		実施設計審査
10 月上旬~ 12 月頃	理事会開催 (工事入札内容)	入札参加有資格候補者	補助金交付申請・決定	<u> </u>
		報告書提出 入札		報告書結果通知
	【地元説明(工事)】	入札立会報告書· 一覧表提出	*	入札立会
	HP 掲載	工事着工		
1月頃	認可·確認申請書類 提出			認可·確認申請書 類確認
2月		しゅんエ(VOC 及び水質 検査、消防検査)	-	完了検査 2月 28 日(厳守)
3月			補助金実績報告書 補助金額確定	
4月	開園(4月1日)		(補助金受領)	認可

【自主財源整備】

年月	法人及び認可関係の動き	建設関係の動き	補助金関係の動き	市の審査関係		
9月6日	提出書類受付締切					
9月中旬	面接			面接•審査		
10 月上旬~				結果通知		
12 月頃		実施設計着手				
		実施設計完了	-	設計図面確認		
		工事着工				
1月頃	認可∙確認申請書類			認可・確認申請		
	提出			書類確認		
2月		しゅんエ (VOC 及び水質	-	完了検査		
		検査、消防検査)		<u>2月28日(厳守)</u>		
3月						
4月	開園(4月1日)			認可		
471				ניי טום		
	L		<u> </u>			

参考資料2 給付費について

新制度では保育施設及び事業に対し、国が定める公定価格等に基づき給付費をお支払します。給付額は地域区分や利用定員、認定区分による基本額(児童一人当たりの単価)と、職員配置や開所時間による加算額により決定します。詳しくは下記のサイトをご覧ください。

利用者負担は横浜市が保護者の所得に基づき決定した金額を徴収していただきます。

【参考サイト】

·新制度全般(内閣府HP)

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html

・公定価格の単価表(案)及び試算ソフト掲載先 URL

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/jigyousya.html

小規模保育事業 年間運営事業費の目安額				
	定員	(令和3年度 公定価格等概算モデル)※横浜市の独自助成である向上支援費を含む		
		年間運営事業費	年間運営事業費の1/6	
A 型	12 人	34,411,200 円	5,735,200 円	
	19 人	45,162,840 円	7,527,140 円	
B型	12 人	30,658,560 円	5,109,760 円	
	19 人	42,271,800 円	7,045,300 円	

[※]上記金額は目安額となります。定員構成等により変更することがあります。

【上記の試算条件】

定員		O歳	1歳	2歳	その他
A 型•B 型	12 人	0人	6人	6人	・保育標準時間認定児童のみで算出
共通	19 人	0人	9人	10 人	・処遇改善等加算の加算率は8%等

参考資料3 連携施設受諾促進加算の諸条件について(3年度)

連携先	月額助成単価		支給条件				
			支給条件				
認可保育所	A区分	229,500 円	下記の条件①ア、イ、ウ全てに該当すること又は条件②ア、イ両方に該当すること。 条件ア 保育内容の支援(以下のうち3項目以上に該当する) ・必要に応じて連携施設の代替保育を実施することとしている。 ・施設の状況に応じ、連携施設に対して施設や園庭を開放する。 ・事業者からの相談に応じ、保育に関する助言を行うなど、必要な支援を行う。 ・連携施設の児童に対して、集団における活動の体験や児童同士の関係づくりの一環として交流保育等を実施する。 ・連携施設の児童の健康診断や健康管理に関して、必要な支援を行う。 ・連携施設との合同研修・職員交流を実施する ・連携施設への給食の提供を実施している。				
育所	B区分	114,750 円	条件イ 一時保育事業又は地域子育て支援*を実施している。 ※地域子育て支援の例 地域の子どもへの園庭開放、地域の保護者への育児講座、育児相談の実施、地域の子育て支援活動への参加(赤ちゃん教室や子育てサロン等) 条件ウ 連携施設児童の卒園後の受入枠を設定している。 単価 条件①ア、イ、ウ全てに該当する場合 A 区分 229,500 円条件②ア、イ両方に該当する場合 B 区分 114,750 円 * 複数施設と連携している場合も1施設あたりの助成額は同じです。				
幼稚園	A区分	85,000 円	支給条件 条件ア 横浜市私立幼稚園等預かり保育事業(通常型・平日型)を実施している。 条件イ 連携施設児童の卒園後の受入枠を設定している。 条件ウ 保育内容の支援について、以下の項目を全て実施している。 ・事業者からの相談に応じ、保育に関する助言を行うなど、必要な支援を行う。 ・施設の状況に応じ、連携施設に対して、施設や園庭を開放する。 ・連携施設の児童に対して、集団における活動の体験や児童同士の関係づくりの				
園	B区分	57,400 円	ー環として交流保育等を実施する。 単価 条件① ア、イ、ウ全てに該当する場合 A区分 85,000 円 条件② ア、イともに該当する場合 B区分 57,400 円 * 複数施設と連携している場合も1施設あたりの助成額は同じです。				
	A区分	229,500 円	支給条件 条件ア 連携施設児童の卒園後の受け入れ枠を設定している。				
認定こども園	B区分	85,000 円	・連携施設の児童に対して、集団における活動の体験や児童同士の関係づくりの 一環として交流保育等を実施する。 ・連携施設の児童の健康診断や健康管理に関して必要な支援を行う。 ・連携施設との合同研修・職員交流を実施する。 ・連携施設への給食の提供を実施している。				
	C区分	57,400 円	条件ウ 3号認定の保育を実施している。 単価 条件① ア、イ、ウ全てに該当する場合 A区分 229,500 円 条件② ア、イ両方に該当する場合 B区分 85,000 円 条件③ アのみに該当する場合 C区分 57,400 円 * 複数施設と連携している場合も1施設あたりの助成額は同じです。				

(単位:円)

認定区分	1号認定	2号認定(3歳児クラス〜) ※満3歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から
対象施設・事業	認定こども園(教育利用)・幼稚園	認定こども園(保育利用)・認可保育所
負担額	0	0

負担 区分		認定区分	3号認定(0~2歳児クラス) ※満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで							
		対象施設・事業	認定こども園(保育利用)、認可保育所			小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事 業、新制度対象の事業所内保育事業				
		きょうだい区分	第1	子※	第2子※		第1子※		第2子※	
		利用時間区分	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
Е	3	市民税非課税	0	0	0	0	0	0	0	0
C		市民税均等割のみ	6, 700	6, 500	2, 300	2, 200	4, 000	3, 900	1, 600	1, 500
	D1	市民税所得割課税額 10,000円以下	8, 200	8, 000	2, 900	2, 800	5, 100	5, 000	2, 100	2, 000
	D2	10,001 円以上 ~ 48,600 円以下	10, 000	9, 800	3, 500	3, 400	6, 300	6, 100	2, 500	2, 400
	D3	48,601 円以上 ~ 50,400 円以下	12, 500	12, 200	4, 400	4, 300	8, 600	8, 400	3, 400	3, 300
	D4	50,401 円以上 ~ 57,700 円以下	14, 500	14, 200	5, 100	5, 000	10, 800	10, 600	4, 300	4, 200
	D5	57,701 円以上 ~ 77,100 円以下	16, 500	16, 200	5, 800	5, 700	13, 100	12, 800	5, 100	5, 000
	D6	77,101 円以上 ~ 97,000 円以下	20, 400	20, 000	7, 100	6, 900	19, 000	18, 600	7, 100	6, 900
	D7	97,001 円以上 ~ 102,600 円以下	25, 000	24, 500	8, 800	8, 600	21, 900	21, 500	8, 800	8, 600
	D8	102,601 円以上 ~ 120,600 円以下	29, 000	28, 500	10, 200	10, 000	26, 900	26, 400	10, 100	9, 900
	D9	120,601 円以上 ~ 138,600 円以下	34, 000	33, 400	11, 900	11, 600	31, 100	30, 500	11, 900	11, 600
市	D10	138,601 円以上 ~ 169,000 円以下	38, 000	37, 300	13, 300	13, 000	35, 000	34, 400	13, 300	13, 000
民	D11	169,001 円以上 ~ 174,900 円以下	41, 500	40, 700	14, 500	14, 200	38, 100	37, 400	14, 500	14, 200
税	D12	174,901 円以上 ~ 192,900 円以下	44, 500	43, 700	15, 600	15, 300	41, 000	40, 300	15, 600	15, 300
所	D13	192,901 円以上 ~ 211,200 円以下	47, 500	46, 600	21, 400	21, 000	43, 800	43, 000	21, 400	21, 000
	D14	211,201 円以上 ~ 228,900 円以下	50, 200	49, 300	22, 600	22, 200	46, 200	45, 400	22, 600	22, 200
得	D15	228,901 円以上 ~ 246,700 円以下	53, 000	52, 000	23, 900	23, 400	48, 800	47, 900	23, 900	
割	D16	246,701 円以上 ~ 255,700 円以下	55, 000	54, 000	24, 800	24, 300	50, 600	49, 700	24, 800	24, 300
額	D17	255,701 円以上 ~ 264,700 円以下	57, 000	56, 000	25, 700	25, 200	52, 200	51, 300	25, 700	25, 200
*	D18	264,701 円以上 ~ 273,700 円以下	58, 000	57, 000	26, 800	26, 300	53, 600	52, 600	26, 800	26, 300
<i>/</i> ··	D19	273,701 円以上 ~ 282,700 円以下	59, 000	57, 900	27, 900	27, 400	55, 000	54, 000	27, 500	27, 000
	D20	282,701 円以上 ~ 291,700 円以下	60, 000	58, 900	29, 000	28, 500	55, 300	54, 300	27, 700	27, 200
	D21	291,701 円以上 ~ 301,000 円以下	61, 000	59, 900	30, 100	29, 500	55, 600	54, 600	27, 800	
	D22	301,001 円以上 ~ 309,700 円以下	64, 500	63, 400	33, 100	32, 500	55, 900	54, 900	28, 000	
	D23	309,701 円以上 ~ 335,800 円以下	68, 000	66, 800	36, 200	35, 500	56, 300	55, 300	28, 200	27, 700
	D24	335,801 円以上 ~ 361,300 円以下	71, 500	70, 200	39, 300	38, 600	56, 700	55, 700	28, 400	27, 900
	D25	361,301 円以上 ~ 387,700 円以下	73, 600	72, 300	39, 700	39, 000	57, 200	56, 200	28, 600	28, 100
	D26	387,701 円以上 ~ 397,000 円以下	75, 600	74, 300		39, 300	57, 700	56, 700	28, 900	28, 400
	D27	397,001 円以上	77, 500	76, 100				57, 200		
ひ	E 0	市民税均等割のみでひとり親世帯等	2, 300	2, 200				1, 500		0
٤	E 1	D 1 階層でひとり親世帯等	2, 900	2, 800		0		2, 000		0
り		D 2 階層でひとり親世帯等	3, 200	3, 100		0		2, 400		0
親世	E3	D 3 階層でひとり親世帯等	3, 200	3, 100		0		2, 700		0
帯		D4階層でひとり親世帯等	3, 200	3, 100		0		2, 700		0
等	E 5	D 5 階層でひとり親世帯等	3, 200	3, 100		0		2, 700		0
ツキょうだい	_			<u> </u>		」以降のお子:	· ·	<u>-</u>		3

[※]きょうだい区分のカウント方法は「利用料のご案内」もしくは「利用案内」等で確認してください。「第3子」以降のお子さんの利用料は無料となります。

^{※&}lt;u>利用料は、市民税の税額控除前所得割額(調整控除後)を基に算定します。市民税が未申告の方等は、最高階層(D27)となります。</u>

[※]政令指定都市の場合、平成30年度より市民税額の税率が6%から8%へ変更となりましたが、利用料における市民税所得割課税額は6%の税率を用いて算出しています。(名古 屋市は独自減税による5.7%の税率を用いて算出しています。)

[※]月の途中に利用開始または利用を止めた方は、在籍日数に応じた利用料(10円未満は切り捨て)になります。

^{«3}号認定:その月の利用料=利用料(月額)×在籍日数(日曜、祝日を除く・25日を超える場合は25日)÷25»

[※] E 0 ~ E 5 階層における「ひとり親世帯等」とは、ひとり親世帯(同居親族がいる場合など対象外となることがあります)、身体障害者手帳・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯(いずれも在宅の場合に限る)、特別児童扶養手当の支給対象児童・国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯(いずれも在宅の場合に限る)を指します。「ひとり親世帯等」に該当すると認められた場合、C階層、D 1 ~ D5階層はE 0 ~ E 5 階層になります。

~横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業令和3年度のご案内~

市内保育所等を経営する事業者による、保育士向け宿舎の借り上げを支援するために、 必要な経費の助成を行います。

令和3年4月から令和4年3月に係る期間の事業概要を次のとおりお知らせします。

【支援対象】

- <u>市内保育所等(※注 1)を経営する事業者が、雇用する保育士(※注 2)を、事業者が借り上げた宿舎に入居させる場合、宿舎借り上げに係る経費を補助</u>
- (※注1) 市内保育所等は次のとおり。
 - 認可保育所
 - 認定こども園
 - ・ 認可保育所等への移行を目指し、「移行計画書」を提出した横浜保育室
 - ・ 小規模保育事業 (A・B・C型)
- (※注2) 市内保育所等に勤務する常勤保育士のうち、次に該当する者

事業者の雇用開始の日が属する会計年度から起算して、10年目の会計年度末までの 保育士(令和3年度は平成24年度(2012年)以降雇用)とする。

ただし、施設長及び平成24年度以前に事業者が借り上げる宿舎に入居している者を除く。

【助成内容】

対象経費	雇用する保育士向け、宿舎借り上げに係る経費のうち賃借料、共益費(管理
	費)。※礼金、更新料、敷金等は対象になりません。
補助率	対象経費の 3/4
助成金額	宿舎1戸当たり月額82,000円の3/4(61,000円)を上限(1,000円未満は切り捨て)
助成期間	事業者の雇用する保育士が、借り上げ宿舎に入居している期間。ただし、事
	業者に雇用された者で、雇用開始の日が属する会計年度から起算して、10年
	<u>目の会計年度末までの保育士(令和3年度は24年度以降の採用者)で住宅</u>
	<u>手当が支給されていないことを条件</u> とする。

【令和3年度補助金申請書の提出期間】

・令和3年4月から受付を開始します(通年)。

※遡り補助はしません。<u>別途定める提出期限中(原則当月末締切、消印有効)</u>までに申請のあった 月の家賃分からが対象です。

※月単位での補助であり、1日から末日まで補助対象要件を満たした月が補助対象となります。

【応募方法】

申請者は法人単位となります。申請様式、必要書類及び提出期限一覧は横浜市こども青少年局ホームページにて掲載しております。また、メーリングリストを登録いただくことで、本事業に関する情報をリアルタイムで受け取ることができます。ホームページ掲載の登録方法をご確認のうえ、必ずご登録ください。

本市トップページ>暮らし・総合>子育て・教育>保育・幼児教育>待機児童対策
<URL・二次元バーコード>

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/taiki/

なお、令和3年度横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業における<u>各種提出書類に関する問い合わ</u>せは、ホームページに記載の本市委託業者までお願いします。

【応募にあたっての申請書類】

第1号様式 横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付申請書(別紙1、2を含む)

第2号様式 令和3年度横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業計画書

※保育士確認及び同意欄に申請保育士の署名されたものをご提出ください。

第3号様式 令和3年度横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業収支予算書

不動産賃貸借契約書(写し)

保育士証(写し)

市長が必要と認める書類

★留意点★

- 事業者が保育士用宿舎として借り上げている物件が助成対象です。<u>事業者(法人の場合は、役員を含む)が所有する物件を貸与している場合は対象となりません。</u>
- 事業者が宿舎を借りただけでは、補助対象とはなりません。<u>保育士の入居日(住民票の異動日)</u>から対象となります。
- 家賃の一部を保育士本人が負担する場合は、家賃から本人負担分を除いた金額が補助対象となります。
- 書類の提出期限を別途設けております。それぞれ提出期間中に書類を提出してください(消印有効)。提出期限までに申請のあった月の家賃分からが対象となります。

【補足】

保育士宿舎借り上げ支援事業は、厚生労働省が発出している保育対策総合支援事業交付要綱に基づき、 事業を実施しております。今後、発出される交付要綱により、支援対象及び助成内容が変更になること がありますので、ご了承ください。変更する場合には、別途事業者の皆様にご連絡いたします。

なお、<u>令和4年度以降の横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業の継続有無及び事業概要につきましては、</u> 詳細が分かり次第、事業者のみなさまに周知いたします。

横浜市こども青少年局 保育対策課

電話:045-671-4469

e-mail:kd-shukusha@city.yokohama.jp

【保育士確保事業のお知らせ】 園情報の紹介サイト「えんみっけ!」活用のご案内

横浜市では、<u>市内各園の情報を紹介するため</u>、株式会社リンクと委託契約を締結し、令和2年11月から園情報紹介サイト<u>「えんみっけ!」の活用を始めました</u>。当サイトでは、<u>求職者に対し、各園の魅力や求人情報を</u>伝えられるほか、無料で園を紹介する動画の作成も行えます。

本市では、令和3年度も継続して、保育士養成校や潜在保育士等に対して、「えんみっけ!」の PR を行っていく予定です。つきましては、<u>まだ利用申請を行っていない園におかれましては、当資料をお読みいただき、ぜひご申請ください</u>。なお、令和2年度中に、登録を済ませている園は、特に作業は必要ありません。

1.「えんみっけ!」について及び、利用申請受付のご案内

(1)「えんみっけ!」の紹介

〇保育士養成校学生をメインターゲットにした、園紹介のサイト

「えんみっけ!」は株式会社リンクが運営する、保育士・幼稚園教諭を目指す学生が理想の園に出会う為の "園と学生を結ぶ WEB サイト"です。詳細は添付資料ご覧ください。

〇紹介料・成功報酬 0 円!掲載料も0円!

有料職業紹介ではないため、採用費はかかりません!また、横浜市が株式会社リンクと委託契約を結ぶことにより、各施設では、掲載料等、一切の費用負担なし(※)で、当サイトをフルにご利用いただけます!

○各園の魅力を伝える、紹介動画も無料で作成・掲載できます!

コロナ禍においては、各園の魅力を紹介する手段として、動画の公開が今まで以上に有効となっています。まだ動画をお持ちでない園の皆様は、ぜひ当事業の動画の作成・掲載サービスをご活用ください。

※えんみっけ!の有料会員費の負担について

令和4年3月まで、有料会員費用(年6,600円(税込み))を1(2)に記載する全施設分、横浜市が負担します。なお、令和4年4月以降の費用負担については、詳細が決まり次第、御連絡します。

(2) 対象施設

次の施設は、「えんみっけ!」の有料会員費用(年6,600円)を横浜市が負担します!

認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、横浜保育室、 「横浜市私立幼稚園等預かり保育事業」又は「横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業」を実施している幼稚園

(3)利用登録方法

随時受付中です。①・②のいずれかの方法で申請ください。

- ①【通常方法】「えんみっけ!」ホームページから申請
 - ⇒詳細は『登録申請マニュアル』をご覧ください。↓をクリック https://enmikke.jp/uploads/document/1a585b21c5c15ed66130d96de2971969.pdf
- ②【操作が不安な方向け】『事前登録シート』を使って申請
 - ⇒専用シートに必要事項を記入して、事務局に送付する方法でも申請可能です。詳細は、下記事務局あて にご連絡ください。

(4) 事務局サポート体制について

操作方法等わからないことは、事務局が丁寧に対応します!

<株式会社リンク 「えんみっけ!|事務局>

TEL: 03-5250-1155 FAX: 03-5250-1157 e-mail: support_c.enmikke@link-timesgr.co.jp

2. 動画の作成手続きについて

本事業では、<u>最大2本まで、無料で動画(それぞれ約1分程度)を作成・掲載</u>することができます。 動画を掲載するためには、まずは「えんみっけ!」サイトへの利用登録を完了させてください。

〇オススメの動画作成パターン!!

【1本目】: 保護者の園選びにも活用できるように、園舎や保育風景、行事を紹介する動画を作成。

【2本目】:保育士確保に重点を置いて、園長のインタビュー動画や保育士がなごやかに話している写真などで、園の雰囲気・魅力を伝える動画を作成。

※すでにお持ちの園紹介動画を当サイトに掲載することも可能です

○オススメ動画作成の流れ

【1本目】: 事務局が提示する「サンプル動画」に合わせて、「必要な写真」、「テロップ」を選ぶ形で

作成可能です。難しい操作はありません。不明な点は事務局スタッフが丁寧に説明します!

【2本目】: 各園でスマートフォンなどを使って、インタビューを撮影し、事務局へ送付ください。

〇動画作成希望の申込方法

【専用申込ページ】 https://forms.gle/oARDfGvCYHApB7kv9 から申請ください。(動画サンプル有) ※「事前登録シート」で、すでに動画の作成を希望された園に対しては、後日事務局から案内が参ります

○動画作成をおこなうための具体的な手順・留意点

【各施設⇒事務局】: 動画の作成希望の申請。

【事務局⇒各施設】:作成手続きの詳細についてメールで案内を送付。

【各施設⇒事務局】:動画の素材となる写真や映像を選定し、テロップを添えて事務局にメールで送付。

【事務局】:素材を編集。完成前には、各施設に確認依頼が来ますので、微修正が可能です。

【事務局⇒各施設】:完成した動画を提供。なお、完成した動画は、自園の HP 等にも掲載可能です。

担当:横浜市こども青少年局保育対策課

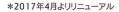
電話: 045-671-4469

Eメール: kd-hoikushi@city.yokohama.jp

インターネットによる求人情報のお知らせ

福祉のお仕事 https://www.fukushi-work.jp





*求職者の皆さまへ

条件を入力していくと、希望にあった求人検索ができます。

*求人事業者の皆さまへ

求人募集するときは、「福祉のお仕事」から、事業所登録・求人募 集ができます。

*新規設立法人(事業所)については一度、当センターへお問い合わせください。

かながわ保育士・保育所支援センターホームページ

www.kanagawahoiku.jp





当センターで行う講座やイベント情報等を掲載しています。 当センターへの登録もこからできます。

保育の求人・求職をお待ちしています!

かながわ保育士・保育所支援センターは、労働局から無料職業紹介所として認可を受けた「かながわ福祉人材センター」内に設置され、保育関係の求職および保育所等からの求人のマッチングをおこなっています。

☆求職対象職種

神奈川県内で保育関係の仕事をしたい方であれば、どなたでもご利 用いただけます。

保育士、栄養士、看護師、調理員、保育補助員等

求人対象施設

神奈川県内にある施設であれば、法人格等にかかわらずご利用いた だけます。

認可保育所、認可外保育施設(自治体の補助対象となっている施設)、家庭的保育事業・小規模保育事業等の地域型保育事業、事業所内保育施設(国の補助対象となっている施設・院内保育施設)、児童福祉法に定める児童福祉施設等(乳児院、児童養護施設、助産施設、母子生活支援施設、児童厚生施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、放課後児童クラブ等)、認定こども園



社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉人材センター内

かながわ保育士・保育所支援センター

|所時間||月|||土曜日||9:00|||17:15(12:00||13:00昼休み)

日曜日・祝祭日、年末年始およびかながわ県民センター休館日は閉所

所在地 〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター13階(かながわ福祉人材センター内)

045-320-0505 FAX 045-313-4590

E-mail hoiku_ jinzai@knsyk.jp

HP www.kanagawahoiku.jp

Illustration by Osamu Kawamura

illustration by Osamu Ka

参考資料7

かながわ保育士・保育所支援センター

保育士を 紹介してほしい もう一度保育士として 働きたい

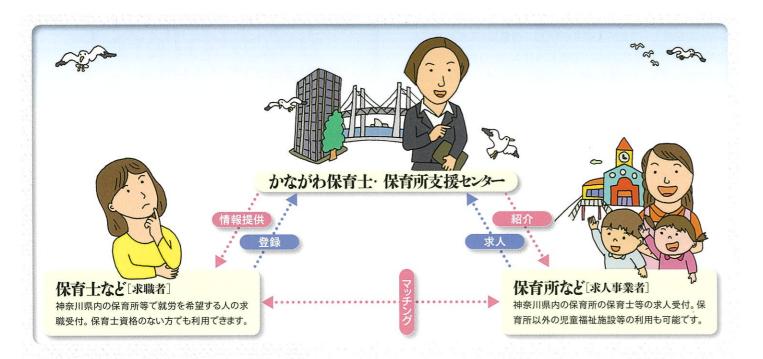
保育所の看護師や栄養士を募集したい

保育士の資格を いかして働きたい



かながわ保育士・保育所支援センターは、神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・ 横須賀市の共同事業として神奈川県社会福祉協議会が委託を受けて運営しています。

かながか保育士・保育の仕事をしたい人と、保育所等で働く人を求める求人側の間に入り、マッチングをおこなう専門機関です。



☆就職相談・コーディネート

経験豊富な保育士が、電話や面談により就職に関するご相談に応じます。

ご希望により、就職先の情報提供や見学等の調整、紹介をします。 就職にあたって心配や不安なことへの相談と助言もします。 ブランクのある保育士の方もお気軽にご相談ください。

☆出張相談会の実施

県内各地にかながわ保育士・保育所支援センターの相談窓口が出 張して個別相談に対応します。

日程・会場等はホームページ等でお知らせいたします。

☆職場見学等の調整

応募したいと考えている求人先の職場見学や仕事体験などのご相談を 受け、調整をいたします。職場見学、仕事体験にあたっては求職登 録が必要です。

⇔保育に関する情報提供

保育に関わるさまざまな情報 (資格や制度、就職相談会の開催日程等)を メールなどでお知らせします。

☆就職支援セミナー・相談会の開催

県内各地で就職支援セミナーや就職相談会を開催しています。詳しい 日程・会場等はホームページ等でお知らせします。

嫦就職支援セミナー

就職にあたって参考になる情報を聞くことができます。

[例] 保育園の一日の流れ、仕事の内容 保育をめぐる最近の状況 保育の仕事に復職・転職した人の経験談等

☆就職相談会

県内各地から保育所がブースを出展し、それぞれの園の 特徴や求めている人材について直接聞くことができます。



まずはセンターに登録!

さまざまな情報やアドバイスが受けられます。



すぐに就職したい方

- ◆就職相談
- ◆ 職場見学等の調整
- ◆求人情報の提供
- ◆ 就職先の紹介

いずれ就職しようと考えている方

- ◆保育の資格や仕事に 関する情報提供
- ◆各種セミナー等のご案

かながわ保育士・保育所支援センターの各種事業への参加は、 雇用保険の求職活動実績対象となります。

○ 保育士就職準備金について

保育士の資格保有者が保育の仕事に就職する際、準備金の 貸付を受けることができます。神奈川県内で2年間保育の仕事 に従事すると返還が免除となります。

貸付申請にはかながわ保育士・保育所支援センターへの求 職登録が必要です。

「求職登録」 www.fukushi-work.jp/job/



貸付には要件がありますので、 下記ホームページでご確認ください



www.knsyk.jp/s/jinzaicenter/ jinzai_kashituke_06_shikin.html

貸付に関するお問い合わせは、福祉人材センターへ

TEL 045-312-4816

設計・施工の際の留意事項

- ■実施設計に取り組むにあたり、以下のリスク・確認事項等を考慮のうえ、保育を行う場として安全性 を確保してください。
- ■対応困難な項目がある場合は、こども施設整備課担当者までご相談ください。

リスク	誰な項目がある場合は、ことも施設整備課担当 確認項目	対応策(例)
転落	□屋上園庭、バルコニー、階段などにこども が転落しそうな隙間、場所が無いか。	・隙間を塞ぐ、小さくする 等
	□屋上園庭のフェンスは乗り越えられない仕 様となっているか。(高さ、形状)	・フェンス上端を折り返す(忍び返し等)、足掛けができないようパネルを張る 等・高さは概ね1.8m以上とする(上端を折り返して
	□階段や掃出し窓には転落防止措置が取られているか。 ※日常的に使用するバルコニーやテラスにつながる外部階段も含む。	あれば高さは概ね1.5m以上) ・階段の昇降部分に木柵※等の設備を設置する ※柵の高さは概ね1.2m以上とし、鍵をこども が容易に開けられない構造とする ※昇降部分に設置できない場合は、至る経路に 侵入防止柵(ベビーゲート等。高さ90cm程度) を設置し階段に容易に近づけない構造とする ※上階に保育室等がない場合でも昇り口に設置 すること ・階段に通じる保育室等の出入口を施錠できる構
飛び出し	□保育室等の施錠位置はこどもの届かない場 所に設置されているかどうか。	造とし、階段に容易に近づけない計画とする 等 ※施錠位置の高さは概ね1.4m以上とする ・出入口はオートロック(モニタ付き)設備を設置 する 等 ・保育室等の施錠位置はこどもの手が届かない高
	□敷地の出入口に飛び出し防止措置が講じられているか。 □外周部分フェンスに隙間などはないか。 □フェンスを乗り越えられないか。 (高さ、形状)	・
	□自動ドアの場合、センサーはこどもに反応 しない高さとなっているか。	・センサーの高さを変更する ・タッチ式の場合、こどもの手が届きづらい位置 とする 等
指挟み	□こどもの指が入りそうな隙間がないか。 (引き違い戸の建具間含む) □こどもが出入りする部屋の扉や窓に「指はさみ防止措置※」がされているか。 ※保育室の出入口、収納扉、児童用トイレ、ベビーゲートなどこどもが通常出入りする場所等 ※こどもが手の届かない腰窓など、怪我リスクが低い窓については、確認不要	・ストッパーを設置する
	□エントランスドア(特に自動ドア)は戸袋に 挟まれない構造となっているか。	※防火戸等指挟み防止措置金物等が設置できない場合(扉に加工すると認定品でなくなる)には、閉まる速度等を調整する。 ・こどもが挟まれないように柵の設置する 等
	□保育室等の扉にこどもが手を掛けた状態にもかかわらず扉を開けることはないか。 □壁・床の点検ロ(フック等)はこどもの手の 届かない位置に設置されているか。	・保育室等の開き戸、引き違い戸ともに反対側を 目視できるよう下部にのぞき窓を設置する 等 ・物入れや収納等の中に収める ・床点検口枠に触れた時に引掛りが生じない ・フック等は指挟みにならない構造にする 等
飛散	□ガラス・鏡は、飛散防止措置(強化ガラス、網入りガラス、アクリル製も可)がされているか。 (地震時の破損、こどもの追突などを想定)	・調理室のガラスはアクリル製としない ・外気面のガラスには目隠しフィルム等を貼る (後付けすると日差し等の熱により膨張し破裂 する恐れがある場合もあるので注意) ・こども目線のガラスには衝突防止用シール等を 貼る

		・シースルーカラー等採光に配慮する 等
怪我		・こどもが室内側の昇降ボタンを操作できないよ
	状況ではないか。	うに操作パネルに鍵を設置する
	※給食用小型昇降機にも注意 □建具・床の木部のささくれ、角端部、突起	・エレベーター前に侵入防止柵を設置する 等
	□建兵・床の不部のささくれ、角端部、矢起 物がないか。	・仕上りを円滑にする ・角面をとる/コーナーガード設置する 等
	□壁や金属の角端部などに鋭利な部分がない	
	か。	
	※エントランスの事務室カウンターの角な	
	ども注意	ナ <i>ッ・ナ</i> 取り <i>仕</i> はて <i>生</i>
	□手洗い器下部(配管部分)がむき出しでこど もが触ることにより怪我をしないか。	・カバーを取り付ける 等
	□消火器等がむき出しで、こどもが触ること	・壁埋込や、上部から持上げて取り出すなどこど
	により怪我をしないか。	もが容易に触れないように設置する 等
感電	ロコンセントがこどもの手が届く低い位置に	・壁面上部(概ね高さ1.4m以上)に設置する
	無いか。 (保育室、園庭部分のみで可)	・配線工事対応が困難であれば、感電防止コンセ ントカバーやシャッター付きのものを設置 等
	(保育主、園庭部がのみで可) ※医務スペースが事務室にある場合はこど	
	もの手の届く範囲について配慮されてい	
	るか。	
地震	□転倒、動きそうな可動家具はないか。	・家具の転倒防止、可動家具の固定方法確認 等
	口落下したらこどもが怪我をしそうな大きな	
	備品などか棚のうえなどに直かれていない か。	・軽微なものを置く際は滑り止めを設置する 等
	□ ~。 □ 吊戸棚等、高い位置にある収納の中身が飛	・耐震ラッチ(ストッパー)等を設置する 等
	び出してこないか。	
	□照明器具が蛍光管の場合、落下防止措置	・蛍光管落下防止カバー 等
 転倒	は、されているか。 □建物周囲は雨や水遊び等でぬれた場合でも	・滑りづらい素材で仕上げる 等
半五十月	回達初局西は附や小遊び寺でぬれた場合でも 滑りづらいか。	・ 消り フらい糸材で仕上げる 寺
不審者の	□不審者の侵入に対策がされているか。	・門扉の電子錠化や、手の届かない位置にサムタ
侵入		一ンがあるなど、外部から容易に開けられない
		構造とする ・防犯カメラを設置する 等
車両の	□ 1 階保育室に車両等が誤って突入してこな	
誤突入	いような措置ができているか。	・バリカー(車止めポール)など堅牢な構造物を設
		置する 等
感染症	 □便所の数は適切か。	・2歳児以上定員10人に対し、幼児用大便器1個
78.714.22		以上とする
		・調理職員用便所は専用とし、職員・来客と兼用
	 □手洗い設備は適切か。	としない ・児童用、職員用、調理職員用便所には、衛生面
	日子元い設備は過りか。	・元重用、職員用、調達職員用使用には、衛王国 への配慮から各便所内に手洗いを設置する
		※児童用と職員用を一体で整備した場合は手洗
		いの兼用可
		※ロータンク手洗いのみでの対応は不可 ・保育室等用の手洗いは幼児の生活習慣の指導が
		・保育至等用の手流いは幼児の生活智慎の指導が 行えるようなるべく保育室内に設置する
		・汚物等を扱う部屋には衛生面への配慮から手洗
		いを設置する等
近隣問題	□空調機の室外機や調理室の給排気は、設置 位置や方向が近隣に影響がない計画になっ	・近隣の状況と保育所の位置関係を踏まえて、設 置位置や方向を決定する
	位直や方向が近隣に影響がない計画になつ ているか。	- 直位直や万回を決定する ・室外機外周への防音パネルの設置、排気ダクト
		の延長等
	□窓の位置は、近隣へ配慮した場所である	・近隣に配慮し、窓の位置を決定する
	か。	・型ガラス等を採用、目隠しフィルムを貼る、ブ
	□バルコニーや展上周庭の位置は、近隣へ型	ラインドを設置する 等 ・近隣の状況と保育所の位置関係を踏まえて、目
	慮されているか。	
		※フェンスに後付けで目隠しシート等を貼る場
		合は耐風圧に注意
Ī	I de la companya del companya de la companya del companya de la co	· ·

	□屋外遊戯場等の表面仕上げは飛散しにくい ものか。	・飛散しにくい仕上げ材を採用する 等
設備の 不備	□ドアや手すりが頑丈についているか。	・完成後に実際に揺すってみるなど、取付けの状 況を確認する 等
	□ドア・窓のサッシ等の開閉はスムースか。	·完成後に実際に開閉してみるなど、建付けの状 況を確認する 等
	□カーテンは防炎仕様になっているか。	・消防法によりすべてのカーテンは防炎仕様の必 要がある
	□調理室の空調設備は戸を閉めた状態で稼働 させたときに音が気になったり、開閉が重 くなったりしないか。	
その他	□完了検査までに保育室内VOC検査、水質 検査を完了し、規定値以下であること。	・基準値を上回る場合は、保育室の使用開始は不可。時間に余裕をもって検査を行うこと。 ・結果は速報でも可。
	□お散歩バギーやベビーカーの収納場所はあるか。	・配慮し計画する 等
	□加湿器等保育環境を整えるのに必要な備品 の置き場所はあるか。	・配慮し計画する 等